

山口県警察における待機及び非常招集に関する訓令

平成20年2月27日

本部訓令第3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 待機（第3条 - 第6条）
- 第3章 非常招集（第7条 - 第11条）
- 第4章 補則（第12条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 山口県警察における待機及び非常招集については、他に別段の定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において「待機」とは、犯罪、災害、事故その他の突発的な事案（以下「突発事案」という。）に対して、山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）が直ちに応招することができる態勢にあることをいう。

2 この訓令において「非常招集」とは、突発事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、これに対処するため、発令権者（第7条に規定する発令権者をいう。）が職員の全部又は一部を呼び集めることをいう。

第2章 待機

（指定）

第3条 所属長は、休日等（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山口県条例第11号）第2条から第5条までの規定による勤務時間以外の時間又は同条例第9条に規定する休日をいう。）における突発事案に対する初動体制を補うため、所属の職員に対し、日を定めて待機を指定することができる。

2 所属長は、病気その他の理由により、待機させることが適当でないと思われる職員については、待機を指定しないことができる。

3 所属長は、第1項の規定により待機を指定するときは、毎月25日までに翌月の待機を指定する。この場合において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 原則として、同一人に対し連続して指定しないこと。
- (2) 原則として、同一人に対する指定は、1月当たり6回を超えないこと。

（待機員の服務）

第4条 前条第1項の規定により待機の指定を受けた職員（以下「待機員」という。）は、直ちに応招することができるよう、応招時の交通手段の確保、円滑な連絡の維持などに心がけなければならない。

(解除)

第5条 所属長は、病気その他の理由により、待機員が待機の指定の解除を申し出たとき又は待機させることが適当でないとき認められるときは、待機の指定を解除することができる。

2 前項の場合において、所属長は他の職員に対し、待機を指定することができる。

(臨時待機)

第6条 所属長は、非常招集の発令が見込まれる場合には、第3条の規定にかかわらず、臨時に所属の職員に対し、必要と認められる範囲で待機を命ずることができる。

第3章 非常招集

(発令及び解除)

第7条 非常招集は、警察本部長、部長又は所属長(以下これらを総称して「発令権者」という。)が発令し、及び解除する。

(応招)

第8条 職員は、非常招集が発令されたときは、直ちに応招しなければならない。

2 応招の場所は、特に指定された場合を除き、職員が勤務する部署とする。

3 職員は、病気その他の理由により応招することができないとき又は直ちに応招することができないときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(事務)

第9条 非常招集に係る事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が処理する。

(1) 警察本部において発令する非常招集 当該突発事案を主管する所属の次長、副隊長又は副校長(以下「主管次長等」という。)

(2) 警察署において発令する非常招集 副署長又は次長(以下「副署長等」という。)

(受付及び報告)

第10条 応招した職員は、速やかにその旨を受付に告げなければならない。

2 前項に規定する受付の状況は、応招者受付簿(別記様式)に記録しておくなければならない。

3 主管次長等又は副署長等は、応招の状況を発令権者に報告しなければならない。

(伝達系統)

第11条 所属長は、非常招集の発令を迅速かつ的確に所属の職員に伝達するため、あらかじめ所属内の伝達系統を定めておかななければならない。

第4章 補則

(非常参集)

第12条 職員は、次に掲げるときは、直ちに当該職員が勤務する所属に参集し

なければならない。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第71条第1項に規定する緊急事態の布告が発せられたとき。
- (2) 所属の管轄区域内において、重大な突発事案が発生したとき。
- (3) 当該職員に非常招集が発令されることが見込まれる突発事案が発生したとき。